

子ども・子育て支援新制度施行後の経過措置に係る取扱いについて

国において、子ども・子育て支援新制度移行後5年を目途として、施行の状況を勘案し、法律の規定について検討を加え、所要の措置を講ずるとされていたところ、平成30年10月9日に開催された第37回子ども・子育て会議において方向性が示されたため、本市の対応方針を検討する必要がある。

また、本市で独自に設けている経過措置についても、令和元年度末に経過措置期間の終了を迎えることから対応方針を検討する必要がある。

なお、本市の対応方針を受けて、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の改正が必要なものについて、改正の可否について記載している。

1 国基準に基づき本市条例で定めている経過措置（以下の①～⑤はすべて「従うべき基準」）

項目	内容	国の方向性	本市の対応方針案及び状況
①みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置	新制度施行日の前日（平成27年3月31日）時点において幼保連携型認定こども園であった施設の職員配置については、従前の基準（3～5歳児に係る職員配置基準については35：1）によることができる。	経過措置は延長しない（当初予定どおり令和元年度末をもって終了） 決定状況 平成31年1月28日子ども子育て会議で審議済。省令改正予定	同左。 なお、本市では、みなし認可による幼保連携型認定こども園が1箇所あるが、経過措置を適用しなくとも職員が充足している。

②地域型保育事業 （居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置	新制度施行日の前日（平成27年3月31日）時点で保育事業を営んでいた者が、制度施行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、以下の経過措置が適用される。（経過措置を適用している事業所は公定価格が減算される。） ・自園調理以外による食事の提供が可 ・調理設備を設置しなくても可 ・調理員を配置しなくても可	・小規模保育事業所と事業所内保育事業については、経過措置は延長しない（当初予定どおり令和元年度末をもって終了）。 ・家庭的保育事業については、経過措置期間延長済（令和6年度末まで）。 決定状況 省令改正（平成30年4月27日施行）により、家庭的保育事業の経過措置は延長済。	同左。 なお、新制度施行時においては当該経過措置により認可した事業所が3箇所あったが、現在適用している事業所はない。
③地域型保育事業 （居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置	連携施設の確保が著しく困難な場合、一定の要件のもとで連携施設を確保しないことができる。 【平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に係る閣議決定案件】	経過措置期間を令和6年度末まで5年間延長する。 決定状況 省令改正により、経過措置延長済。	現在、1事業者を除き、①集団保育の提供・②代替保育の提供・③3歳児受入れの3要件すべてを満たす連携施設を確保できていることから、経過措置を延長しない（経過措置は令和元年度末をもって終了）。

④小規模保育事業 B型等に係る経過 措置（保育従事者 の資格）	小規模保育事業B型及び事業所内保育 事業の保育従事者については、子育て 支援員（市町村長が認める研修修了者） であることが原則であるが、家庭的保 育者及び家庭的保育補助者についても 保育従事者とみなすことができる。	経過措置は延長しない（当 初予定どおり令和元年度末 をもって終了） <u>決定状況</u> 平成31年1月28日子ど も子育て会議で審議済。省 令改正予定。	同左。 なお、現在経過措置の適用を受けた保育従 事者を活用している小規模保育事業（小規 模事業所内保育事業を含む）B型はない。
⑤小規模保育事業 C型に係る経過措 置（定員上限）	小規模保育事業C型の利用定員につい て、「6人以上10人以下」であるところ を「6人以上15人以下」とすること ができる。	経過措置は延長しない（当 初予定どおり令和元年度末 をもって終了） <u>決定状況</u> 平成31年1月28日子ど も子育て会議で審議済。省 令改正予定。	同左。 なお、新制度施行時において当該経過措置 を適用して認可した小規模保育事業C型が 3箇所あったが、すべてA型に移行した。

2 本市で独自に定めている経過措置（現行の経過措置期間は、いずれも令和元年度末まで）

項目	本市独自基準の内容	国基準の内容	本市の状況及び対応方針案
①家庭的保育事業及び小規模保育事業C型に係る耐火に関する経過措置	平成27年3月31日時点において昼間里親等を運営していた事業者については、2階に保育室を設ける場合であっても、耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない。ただし、消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。	—	経過措置を適用していた2箇所の小規模保育事業C型については、建替え又は移転したことにより、現在適用事業所はないことから、当該経過措置は延長しない。
②保育士配置に関する経過措置（配置人数）	原則として開園時間帯を通じて常時2名の保育士を配置する必要があるところ、朝夕等児童数が少なくなる時間帯（年齢別配置基準から算出した必要職員数が1名となる時間帯）については、保育士1名に加えて子育て支援員研修修了者1名での対応も可とする。 なお、当該措置の適用期間については、本市独自基準により令和元年度末までとしている。	左記と同様。 ただし、具体的な経過措置期間は設けられていない。	本市において当該経過措置を活用している施設は10箇園、当該特例による従事職員は18人（平成31年1月1日時点）となっており、経過措置を直ちに終了するとこれらの施設の保育に影響が生じる。保育の担い手の確保が依然厳しい状況にあることを踏まえ、経過措置を延長することが適当である。
③保育園（所）における保育士配置に関する経過措置（代替職員）	原則として保育士資格を有しているものでなければ保育園（所）の保育士数にカウントできないところ、子育て支援員研修を修了した幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭について、保育士の代替職員と	・原則として保育士資格を有しているものでなければ保育園（所）の保育士数にカウントできないところ、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭について、保育士の代替職員として活用できる（ただし、	本市において当該経過措置を活用している施設は12箇園、当該特例による従事職員は13人となっており（平成31年1月1日時点）、経過措置を直ちに終了すると

	して活用できる（ただし、この特例を活用する場合であっても、「年齢別配置基準上必要となる保育士数＋公定価格上必要となる保育士数」の2／3を超えた保育士の配置が必要） ※認定こども園についても同様の趣旨の規定あり。 なお、当該措置の適用期間については、本市独自基準により令和元年度末までとしている。	この特例を活用する場合であっても、年齢別配置基準上必要となる保育士数の2／3を超えた保育士の配置が必要） ※認定こども園についても同様の趣旨の規定あり。 ・具体的な経過措置期間は設けられていない。	これらの施設の保育に影響が生じる。 また、認定こども園において、幼稚園免許のみの者が保育に従事する経過措置が延長されることを考えると、経過措置を延長することが適当である。
--	--	---	---

3 その他（法律等に従うこととなり、本市における対応方針の検討が不要な経過措置）

項目	内容	国の方向性及び状況															
①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例 ②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例	①幼保連携型認定こども園には、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する保育教諭を置かなければならないが、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの保有で可とする。 ②幼稚園教諭免許状又は保育士資格を保有している者について、一定期間以上の勤務経験を条件に、保育士資格又は幼稚園教諭免許状取得に必要な試験科目等を軽減する。 【平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に係る閣議決定案件】 決定状況 第9次地方分権一括法案成立後に、省令改正予定。	・経過措置期間を令和6年度末まで5年間延長する。 ※平成30年12月25日に対応方針に係る閣議決定が行われている。 ・平成30年度の全国状況 <table> <tr> <th>資格・免許の保有状況</th><th>人数</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>両方保有</td><td>90,647 人</td><td>90.4%</td></tr> <tr> <td>幼稚園教諭のみ</td><td>2,274 人</td><td>2.3%</td></tr> <tr> <td>保育士のみ</td><td>7,386 人</td><td>7.4%</td></tr> <tr> <td>総数</td><td>100,307 人</td><td>100.0%</td></tr> </table> ※H30.4.1 現在の幼保連携型認定こども園：4,409 施設	資格・免許の保有状況	人数	割合	両方保有	90,647 人	90.4%	幼稚園教諭のみ	2,274 人	2.3%	保育士のみ	7,386 人	7.4%	総数	100,307 人	100.0%
資格・免許の保有状況	人数	割合															
両方保有	90,647 人	90.4%															
幼稚園教諭のみ	2,274 人	2.3%															
保育士のみ	7,386 人	7.4%															
総数	100,307 人	100.0%															
③幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例	4人以上の乳児が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。 決定状況 第9次地方分権一括法案成立後に、省令改正予定。	・経過措置期間を令和6年度末まで5年間延長する。 ・平成30年度の全国状況 <table> <tr> <th>資格区分</th><th>園数</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>保健師</td><td>22 園</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>看護師</td><td>759 園</td><td>17.2%</td></tr> <tr> <td>准看護師</td><td>213 園</td><td>4.8%</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>994 園</td><td>22.5%</td></tr> </table> ※H30.4.1 現在の幼保連携型認定こども園：4,409 施設	資格区分	園数	割合	保健師	22 園	0.5%	看護師	759 園	17.2%	准看護師	213 園	4.8%	合計	994 園	22.5%
資格区分	園数	割合															
保健師	22 園	0.5%															
看護師	759 園	17.2%															
准看護師	213 園	4.8%															
合計	994 園	22.5%															

④新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置	新制度施行（平成２７年４月１日）時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める。 決定状況 平成３１年１月２８日子ども子育て会議で審議済。内閣府令改正予定。	幼児教育・保育の無償化実施に伴い、当該特例措置は不要となる。
⑤みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置	新制度施行日の前日（平成２７年３月３１日）時点において幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に５年を限度として、必要な人件費等を給付する。 決定状況 平成３１年１月２８日子ども子育て会議で審議済。事務連絡通知予定。	経過措置は延長しない（当初予定どおり令和元年度末をもって終了）

(参考) 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に係る閣議決定について

今後、国から取扱い等が示されるものについては以下のとおり。

1 今後、国の対応方針が通知されるもの

項目	内容	本市の対応方針案
①お盆や年末年始等に、近隣の保育所等が連携した共同保育の実施を可能とする。	保育士・事業者の負担軽減のため、近隣の保育所等が連携し、1箇所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始など、保育園(所)等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化する。	平成28年7月に保育施設・事業所を対象に実施したアンケート結果から、現時点では必要ないと考えているが、今後の保育士の確保状況などを踏まえ、必要に応じて検討を行う。
②事業所内保育事業について満3歳以上の受入を可能とする。	事業所内保育事業について、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の受入等が可能であることを明確化する。	現時点では詳細が不明なため、今後国から取扱いが示された段階で検討する。

2 今後、国の対応方針が定められるもの

項目	内容	本市の対応方針案
①保育所型事業所内保育事業における連携施設の確保緩和	保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童を受け入れている場合に連携施設の確保を不要とする。	全ての保育所型事業所内保育事業において連携施設が確保できている状況を踏まえつつ検討する。
②家庭的保育事業者等における連携施設確保の緩和	家庭的保育事業等における連携協力項目のうち3歳児受入について、保育所等に加え、一定の要件を満たした企業主導型保育施設又は認可外保育施設も対象とする。	本市では、幼稚園、保育園(所)及び認定こども園により3歳児の受入先を確保できているため、企業主導型保育施設を含めた認可外保育施設は連携施設の対象としない。